

報告第24号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第1条** 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第2条** 小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年7月24日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。